

[事案 30-133] 新契約無効請求

・平成 31 年 4 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の契約内容に関する説明の不備やクーリング・オフに関する誤説明等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 3 月に乗合代理店を通じて契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) A 募集人は、契約時に、①契約後 10 年が経過すれば、運用実績が 110%に達しない場合であっても、契約を解約した場合に既払込保険料全額が保証されると誤った説明をした、②積立期間中に負担する費用や年金支払期間中に負担する費用についての説明をしなかった。
- (2) B 募集人は、クーリング・オフの申し出に対し、クーリング・オフ可能期間が過ぎていたにも関わらず、クーリング・オフを受け付けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは、商品パンフレット等を用いて契約の内容および重要事項を説明している。運用実績等により一時払保険料 760 万円は日々増減すること、契約から 10 年後に解約控除が 0%になり、かつ、諸費用を含めた運用実績が 0%の場合に、760 万円を受け取れるとの説明は行ったが、運用実績等に関係なく 10 年後に 760 万円の保証があるとの説明は行っていない。

また、積立期間中の費用として、保険関係費・資産運用関係費、解約控除率等を指で指し示しながら説明した。

- (2) B 募集人が、クーリング・オフ対象期間後のクーリング・オフの申し出に対し、クーリング・オフが可能であるとの誤った説明をしたことは事実である。しかし、契約時には、カレンダーを示しながら正しい説明をしていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人らに対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の契約内容に関する説明に不備があったとは認められず、クーリング・オフに関する募集人の誤説明によって対象期間外のクーリング・オフを認めることはできないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、契約後に保険会社から郵送されてきた契約締結時交付書面の受取り後間もなくクーリング・オフを申し出ている。申立人は、事情聴取において、契約締結時交付書面の記載を見て積立期間中や年金支払期間中に負担する費用に気が付いた旨を述べており、申込時には、これらの諸費用の点については理解が不十分であったことが認められる。一方、募集人が、この点について分かりやすい説明をしていたかどうか、疑問が残る。

(2) B募集人は、クーリング・オフが可能であるとの誤った説明をして、クーリング・オフ手続きの受付を行っており、申立人の混乱をいたずらに拡大させた。